
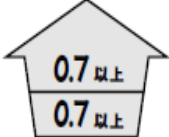




なっとく 耐震改修

補助対象となる改修工事	木造住宅	① 各階とも に上部構造評点を 1.0 以上 とする耐震改修工事	(注1)	
		② 各階とも に上部構造評点を 0.7 以上 とする耐震改修工事	(注1)	
		③ 1階のみ 上部構造評点を 1.0 以上 とする耐震改修工事	(注1)	
		④ 1階の寝室等の 1部屋 に シェルター を設置する耐震改修工事	(注2)	
非木造住宅	⑤ Is(構造耐震指標)の値を 0.6 以上 とする耐震改修工事	(注3)		
申請者	建物所有者のみ			
補助内容	<p>次のいずれかのうち、一番低い額が補助金額となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震改修工事費の1/2 ● 1戸につき100万円 <p>なお、補助対象となる耐震改修工事費については、木造住宅：床面積1㎡あたり41,000円 非木造住宅：床面積1㎡あたり47,300円 が限度額となります</p>			
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市内にある民間住宅であること ・ 耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断された住宅であること ・ 住宅に面する道路等の幅が2.7m以上であること ・ 店舗等の用途を含む併用住宅は、半分を超える床面積が住宅であること ・ 長屋・共同住宅は、原則として棟単位で申請すること（④のシェルターを除く） (建物全体での耐震改修工事の実施となります。他の所有者・居住者と調整を行ってください。) ・ 非木造住宅は、建築確認済証および検査済証の交付を受けていること ・ 建物所有者の年間所得が1,200万円以下であること ・ 市民税・固定資産税・都市計画税を滞納していないこと 			

※3階建て以上の非木造共同住宅(マンション)については、制度の内容が異なります。

※紙面の都合上、省略している部分がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。